

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③精算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰緊急対策事業(私立保育園等給食支援)	①物価高が続く中、給食費の食材料費にも価格高騰の影響が及んでいる。このことから、各保育施設でこれまで通りの栄養バランスや量を維持した給食を提供していくため給食材料費を補助し、保護者負担を軽減する。 ②私立保育施設に対する給食材料費の補助 ・高騰した分の食材購入費(教職員分は除く) ・園児数625人に対し、月額675円を支援(11or12か月分) ③補助金5,046千円(補助率10/10) 《補助対象期間》令和7年4月～令和8年3月 《算出根拠》 4,500円(月額保護者負担金)×15%(値上がり相当分)×平均園児数×月数 ・12か月対象者 675円×600人×12月 年8,100円/人 ・11か月対象者 675円×25人×11月 年7,425円/人 ④子育て世帯、保護者	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰緊急対策事業(公立保育園給食支援)	①物価高が続く中、給食費の食材料費にも価格高騰の影響が及んでいる。このことから、各保育施設でこれまで通りの栄養バランスや量を維持した給食を提供していくため給食材料費を支援し、保護者負担を軽減する。 ②公立保育施設の給食材料費(高騰分)を給食調理委託料の一部として市で負担する(教職員は除く) ・高騰した分の食材購入費(教職員分は除く) ・園児数390人に対し、高騰分38.85円/食を支援 ③給食調理委託料3,637千円 《対象期間》令和7年4月～令和8年3月 《算出根拠》 259円(1食あたりの食材費)×15%(値上がり相当分)×園児数390人×240日(年間給食日数) 年9,324円/人 ④子育て世帯、保護者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学校給食費緊急支援事業	①物価高が続く中、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、値上がり相当分を支援し、値上げを抑制する。 ②給食費の高騰相当分について、牛乳代に換算し、市で負担する(教職員は除く) ③給食材料費17,055千円 《算出根拠》 2,400食×38円(高騰分)×187日分(年間給食日数)=17,055千円←この額を高騰分とし、市内全小中学校において全ての給食実施日に提供している牛乳代に換算した、98回分を市で負担する。 72.53円×2,400食×98回=17,055千円 2,400食×98回分の牛乳代については、各学校独自の給食会計への請求ではなく、市の一般会計への請求とする。 ④子育て世帯、保護者	R7.4	R8.1
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策事業(地域防犯力強化)	①物価高の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減を図る。 ②自治会等が公道等に設置する防犯カメラに係る初期費用の補助 ③補助金2,200千円(補助率2/3)(うち、県補助金550千円) 《算出根拠》 20万円×11自治会(防犯カメラ1台につき上限10万円、1自治会につき上限20万円、小学校区につき上限100万円) ④地元自治会等	R7.4	R8.3
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校施設電気料金等高騰対策事業	①物価高騰が続く中、学校施設における電気料金等高騰相当分に交付金を充当し、市民の利用負担を増加することなく、サービスを継続する。 ②公立小中学校施設の高騰分(ガス・電気料金) ③需用費(燃料費・光熱水費)7,665千円 《算出根拠》R7見込額56,507千円-R3実績額48,842千円 ④学校施設利用者等	R7.4	R8.3